

福井県会計局工事検査課等と技士会会員との意見交換会

日 時 平成 24 年 2 月 15 日（水） 13：30～

場 所 丹南、嶺南ブロック・敦賀建設業会館

問 題 事 項	対 応 策
<p>1. 書面検査について</p> <p>①検査時における、紙ベースでの提出項目が以前より多くなり、作成する手間および提出資料も増加傾向にある。電子納品と併用した形での簡素化にはなっていないのが現状であり、また、必要様式の変更についても、県のホームページで公開されていない資料もあり、検査時に指摘を受けることもあるので、様式等の変更の際は、もっと請負業者にわかりやすく通知等をしていただきたい。</p> <p>②舗装工事の工事毎に行っている建機チェックリストの確認について、次の工事に変更がなければ現地確認と書類の添付は必要ないと思うがどうか。</p>	<p>施工管理様式等については、「福井県 CALS/EC ホームページ」内で最新版がダウンロード可能です。県の土木管理課および工事検査課ホームページと合わせてご活用ください。</p> <p>なお、ホームページに掲載されていないものについては、早急に掲載します。</p> <p>（施工管理様式） <u>県ホームページ（土木部土木管理課）／福井県CALS/ECWebサイト</u> （アドレス：http://info.pref.fukui.lg.jp/kanri/cals/download/style.html）</p> <p>（工事検査） <u>県ホームページ（会計局工事検査課）／工事検査関係規定集</u></p> <p>①様式や基準の大幅な改正に関しては、建設業連合会を通じて周知をお願いしているが、比較的小さな変更や部分的な改正についてはホームページのみの案内となっています。</p> <p>従前どおり工事ごとに行います。</p> <p>②舗装や法面工事においては、入札時の要件・案件に自社保有の機械とオペレータの確認は工事ごとに行うと決められており、簡素化は難しいです。</p>

③提出書類について統一してほしい。また、下記の書類の提出は必要か。

(1)材料納品伝票

(2)産業廃棄物管理表（マニフェスト）のコピー

(3)安全関係書類

④検査担当の方によって作成した書類の指摘事項が違う場合がある。検査書類を作成する上で、検査課の検査に統一性があると書類を作成し易くなると思う。

○ 建退共について…以前、中間検査において、下請け業者の主任技術者の手帳のコピーを提出するように言われたので、完成検査時にも同様にすると下請け業者の〇〇さんのコピーと指定された。完成検査官の方には、建退共の提出書類に関しては、いつでも対応できるようにしてほしいと言われた。

○ オペレータについて…下請け業者のダンプ運転手等で突発的に係わる方もいるが、個別に下請け契約を結んでいるのか？と聞かれる。

提出書類は施工管理様式等により作成してください。検査においては、基本的に書類の確認をさせていただいていますが、必要に応じて最小限のコピーをお願いする場合があります。

③安全関係書類の提出についても

工事ごとに完結する書類整理になっているため、コピーや集約するなど、記録として残していただきたい。

『工事検査に関する統一事項と留意事項』および『検査における口頭指示等』により検査職員の一層の統一を図っていきます。

なお、技術力向上に繋がることについては、口頭で指導することもあります。

④ダンプ運転手の件に関して、運転手の元締め業者との下請け契約を結ぶ必要はあるが、ダンプ運転手と個別にというのは基本的に下請けにはならないと思う。

この件については、土木管理課が所管している内容になるので、確認したところ、運搬業務については、近畿地方整備局では施工体制台帳等の作成範囲外（仕様書等で記載を求めている場合を除く）となっているが、北陸地方整備局では施工体制台帳等の作成が望ましいとなっており、整備局間でも取り扱いが異なっています。同様のケースとして交通誘導業務があります。

⑤現場によって異なるが、変更が発生すると、どうしても完成日付近で変更契約を行うことになり、検査用の書類作成に余裕が無いので、完成検査日を一定の範囲の中で受注者が決めるようにできないか。

⑥工事関係書類及び安全関係書類が多くなっている。今後、書類の簡素化にむけて具体的に取り組んでいただきたい。

○ どのような書類を減らしていただきたいなど具体的な事項を技士会の各委員会に諮り要望としてまとめたい。

⑦創意工夫において、5～10件提出しても検査評点で確認すると採用されていない場合や、1～2件採用の場合もある。採用・不採用の理由などが分かれば今後の取り組みに役立つので、不採用理由などを教えていただきたい。

検査日設定に際して複数の希望日をもとに調整など、検査待ちの短縮を図っているところです。

より一層の短縮を図るためにも監督職員等と十分な打ち合わせして、計画的な受験をお願いします。

⑤完成届を申請する際、監督職員に検査希望日を伝えるようにすることで、相談の余地はあると思われます。

また、変更の協議を確定した箇所からこまめに出していただければ、所要時間の短縮になります。

年度末は工事検査が立て込み、受注者側の希望日で調整出来ない場合があるので、事前に監督職員に相談していただけると、工事検査課とも調整し対応できる場合もあります。

検査時に提示していただく資料については、法令、約款、仕様書等で作成が義務付けされているものであり、工事施工に際しては、日常的に作成されているものと理解しています。

検査時には、日頃の安全管理、現場管理などが適正に行われているのかを確認するために、これらの資料の提出を求めています。

その現場の品質管理や安全管理等の向上において、当然なされるべきもの、設計積算（共通仮設費等）に含まれているものは不採用としています。

なお、取り組みについては「工事打合せ簿」等により事前協議をお願いします。

⑧創意工夫の評価について、担当者及び検査員によってバラツキがあるように思える。

⑨施工事前プロセスチェック確認の時間短縮をお願いしたい。(完成検査の時に、中間検査等の内容についていろいろ聞かれ、完成検査全体の半分以上の時間がかかったことがある)

⑩中間検査や事務所確認の既済部分での再確認の時間短縮をお願いしたい。

⑪電子納品システム対象工事でも、ペーパーにて工事アルバムを提出することがあるが、今後も続くのですか。

○ 参考までに、近畿地方整備局では全て書類はインターネットでの提出になっており、さらに進んでいるのが北陸地方整備局であり、品質管理においてもすべて行われている。

受注者からの説明資料等により評価しますが、取り組み内容も様々なレベルがあり、中には判定が容易でないものも含まれることがあるため、毎年、工事検査関係機関連絡会議や技術向上研修会を開催し、また参考となる事例集をアップするなどして、評定の標準化を図っています。

施工プロセスチェックは、施工体制、施工状況の過程を段階的に確認しているものであり、検査の際の確認に一定時間を必要としますが、確認事項を選択するなど所要時間の短縮に努めていきます。

⑨施工体制は、施工プロセス、一次評価者、三次評価者でのチェックがあり時間を要する場合があります。

今回検査との関連等を把握するため、既済部分の内容、範囲など基本的項目について再確認をしていますが、確認事項を選択するなど所要時間の短縮に努めていきます。

電子データのみによる検査の場合、目的画像を得るまでに時間を要したり、モニター表示に限度があるなどマイナス面もあります。

検査の効率化を図る観点から、工事の概要や施工手順、工種ごとの関連性などの説明資料として工事写真のダイジェスト版の作成をお願いしています。(全てを出力する必要はありません)

なお、作成していただいたダイジェスト版は、検査のみでなく他の機会でも利用をしています。

⑫建設業退職金共済証紙について、手帳の証紙部分のコピーの提示をもとめられたことがあり、それ以来手帳のコピーを提出しているが必要ですか。また、提出を要する書類を教えてください。

適正な施工体制のもとに施工されているかの確認のため、最終下請け業者まで適正に処理されているか、必要枚数がきちんと元請業者から下請業者の作業員の方にいきわたっているかを確認しています。

個人情報である手帳の表、右側にある枚数の合計が記載されている部分はブラックアウトしてコピーしてください。

なお、新しい工事成績評定においては、施工プロセスチェックの一項目として確認することとなります。

⑫必要に応じて提出を求める場合がありますが、基本的には提示でいいです。

2. 実地検査について

①工種が多く、工事数量が少ない場合で、事務所確認等の検査回数が多いと後の工程に非常に影響が出るので、考慮していただけるとありがたい。

また、検査項目の公表もされていないので、工種毎の内容、確認回数について、公表又は指示をお願いしたい。

②実施検査（検査、事務所確認、監督確認）の検測写真を【中間検査・・・申請書兼一覧表】の添付資料や工事写真に添付する必要がありますか。

③中間検査などは工事の途中であることもあり、実施検査時は状況に応じて安全帯等をご用意願いたい。

検査日設定に際して複数の希望日をもとに調整、事務所の工事検査職員による中間検査とするなど、検査待ちの短縮を図っているところです。

より一層の短縮を図るためにも監督職員等と十分な打ち合わせして、計画的な受検をお願いします。

標準的な工種については基準がありますので、県ホームページをご覧ください。

[県ホームページ（会計局工事検査課）／工事検査関係規定集／福井県工事検査基準](#)

検測写真は、写真ファイルへ格納してください。

②原則的には添付する必要はありません。

発注者側とともに安全対策の装備を整え、場内に入るようにしています。

なお、現道上の検査では通行者の支障とならないよう、また、検査関係者の安全が確保されるよう配慮をお願いします。

④ 実地検査については、検査で測定する箇所数を工事規模によって統一して頂いたほうが事前準備が楽になり、検査もスムーズになると思う。

現在は検査担当者のその場の判断で測定箇所数を指摘されるので、担当者によっては非常に多く指摘される場合があり、書類検査後の時間内に測定できない場合がある。

⑤ 同一工種においても、検査員が土木系と農林系では測定箇所数にバラツキがあるようなので統一をお願いしたい。

⑥ 段階確認(材料検査・出来形検査)にて検査を行った詳細について、写真編集を簡素化させて頂きたい。

研修等を通じて検査職員間のバラつきを少なくしていきます。

検査は、「福井県工事検査基準」に基づき、契約図書に対する工事実施状況、出来形、品質、出来ばえについて適否を行い、実地において行う測定も「出来形寸法検査基準」により実施しているところであり、それら基準を今後も徹底し標準化を図るとともに、研修等を通じてバラつきを少なくしていきます。

⑤ 同一工種であれば、中間検査以外の箇所については事務所にて検査確認をお願いしており、完成検査時には中間検査と事務所検査確認以外の箇所をメインに検査しています。

監督職員等が段階確認に臨場した場合、受注者は立会状況写真を段階確認書に添付する必要はありません。「工事関係書類作成要領」P34 参照。監督職員が出来形管理資料に実測値を手書きで記入すればよい。

3. その他

①工事の結果は工事評定通知書だけでなく、工事結果の講評（具体的に）をしてもらうと、分かりやすく今後活かせるのではないかと。

②電子納品の図面の取扱について監督職員に相違があるので統一してほしい。
(s f c データでは発注図からレイヤーチェックでエラーがでるため)

③入札時点で標準掘削機にて積算された項目が施工計画後、小型掘削機での実施となった場合、変更対象とならないケースが多いと思われるが、今後も改善されていないのか。

検査時に気付いた点については、その都度、コメントしています。

①厳格かつ公平にという観点で評価をしてきているが、今後も課内会議等を通じて公平性を図るため、情報交換を行い対応していきます。

CAD 製図基準に基づき発注図を作成するよう指導します。

積算基準書に基づき、現場条件に合致した適切な施工歩掛を使用するよう指導しています。当初設計と実際の現場条件が異なるような場合は、監督職員と協議してください。

③公表から入札までの期間に、積算について疑問な点があれば質問状を出していただきたい。

検査時の説明は原則的に現場代理人または主任技術者にお願いしたい。

工事全般を下請け業者が行った場合でも、元請け業者の責任において現場の把握に努め、工事に主体的に関わることが必要であり注意してほしい。